

専決処分報告（調停）

平成30年（2018年）2月20日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る賃料等請求調停事件11件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	平成29年11月20日 札幌簡易裁判所 平成29年(コ)第80号 賃料等請求調停事件	手稲区稲積団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計158,960円を今後分割して平成32年7月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	平成29年11月28日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第87号 賃料等請求調停事件	東区丘珠団地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計296,000円を今後分割して平成34年10月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>
3	平成29年11月29日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第114号 賃料等請求調停事件	手稲区山口団地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃164,200円を今後分割して平成32年8月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>
4	平成29年11月30日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第72号 賃料等請求調停事件	手稲区山口団地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃459,400円を今後分割して平成34年12月末日までに支払う。</p> <p>(2) 相手方及び本市は、前号の市営住宅の賃貸借契約を平成30年2月末日をもって合意解除し、相手方は、同日をもって当該市営住宅を明け渡す。</p> <p>(3) 相手方は、前号の明渡し期限までに(1)の市営住宅を明け渡さないときは、(1)の滞納家賃の残額を直ちに支払う。</p>
5	平成29年12月1日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第115号 賃料等請求調停事件	白石区北郷団地の入居者	<p>(1) 相手方は本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計314,900円を一括して平成29年12月末日までに支払う。</p> <p>(2) 相手方が前号の支払を怠ったとき、又は今後の家賃の支払を通算して3回以上怠ったときは、</p> <p>ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。</p> <p>イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
6	平成29年12月14日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第112号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅 に係る滞納家賃124,800円を今後分 割して平成32年2月末日までに支払 う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
7	平成29年12月19日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第95号 賃料等請求調停事件	東区東苗穂団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅 に係る滞納家賃及びこれに対する延 滞金の合計188,400円を今後分割し て平成33年3月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
8	平成30年1月12日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第127号 賃料等請求調停事件	手稲区前田公園団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅 に係る滞納家賃及びこれに対する延 滞金の合計311,500円を今後分割し て平成34年12月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
9	平成30年1月12日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第129号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅 に係る滞納家賃及びこれに対する延 滞金の合計166,100円を今後分割し て平成34年8月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
10	平成30年1月12日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第130号 賃料等請求調停事件	手稲区山口団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅 に係る滞納家賃及びこれに対する延 滞金の合計265,700円を今後分割し て平成35年1月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
11	平成30年1月15日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第131号 賃料等請求調停事件	厚別区ひばりが丘 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅 に係る滞納家賃及びこれに対する延 滞金の合計282,500円を今後分割し て平成34年11月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。